

《三重県からのお知らせ》

三重県内で太陽光発電施設の設置を予定している皆様へ

三重県太陽光発電施設の適正導入に係る ガイドラインを改定しました

令和8年4月1日施行

改定の背景・目的

近年、太陽光発電施設の導入拡大に伴い、安全面や防災面、景観など環境への影響に対する地域の不安が高まっています。本県においても、地域とのコミュニケーション不足や柵・標識等の不備による安全性への懸念が多く寄せられています。

こうした状況を踏まえ、県民の安全・安心な暮らしと自然環境と調和した太陽光発電施設の適正導入を更なる推進するため、改定を行いました。

check

～ 改定のポイント ～

赤字…主な改定内容

Point 1



適用対象施設の対象拡大

- ▶ FIT/FIP認定の有無を問わず、出力10kW以上の太陽光発電施設に**対象拡大**

*原則、施行日以降の新設の施設を対象とするが、既設の施設等で事業者や設置場所等を変更した場合は対象
*近接地で実施する同一事業者等の事業は出力を合算して判断

Point 2



地域への説明・周知の徹底

- ▶ 全ての対象施設は事業についての住民説明会の開催または事前周知措置を実施
- ▶ 説明の範囲及び方法を明記

*基準は「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン（資源エネルギー庁）」を準用
*これらはFIT/FIP認定の有無を問わず適用

Point 3



予防措置等の明確化

- ▶ 安心安全な県民の暮らしや自然環境との調和がとれた太陽光発電施設の設置が進むよう、県民からの不安が大きい反射光や柵塀、雑草の繁茂、排水等について、**事業者を求める予防措置等を明確化**

*予防措置等についての地域住民への説明や住民意見をふまえた適切な措置の実施など住民理解の確保を強化

Point 4



届出書類の変更

- ▶ 事業の概要、設置場所、説明会等の実施時期を記した事業概要書を説明会等実施の45日前までに県及び市町へ提出
- ▶ 新たに環境等への影響をふまえた予防措置や住民意見への対応等を確認する「**地域共生のための予防措置等報告書**」を工事着手までに県及び市町へ提出

事業者の皆様へのお願い

令和8年4月1日以降に、太陽光発電施設を新規設置する場合

関係法令・条例等の遵守と区域の設定

- ▶必要な措置や手続き等を国、県、市町に確認及び相談し、関係法令・条例等の規定を遵守してください。
- ▶本ガイドラインで関係法令・条例による許可や届出等が必要な区域として設定されている区域については、十分な考慮をしたうえで、土地の選定や開発計画の策定をしてください。

地域住民とのコミュニケーション

- ▶本ガイドラインの対象施設については、右図のとおり説明会又は事前周知措置を実施し、地域住民とのコミュニケーションを図ってください。
- ▶説明会の開催が求められる場合は、「周辺地域の住民」に関する範囲の相談を市町に行ってください。
- ▶説明会の開催においては、実施予定場所に隣接する土地及びその上にある建物を所有する者並びに市町が必要と認める者も対象としてください。
- ▶農地転用において、土砂流出等で周辺農地の営農状況や施設の機能に影響を及ぼさないか、周辺農地の所有者や耕作者の理解が得られているかなど、適切に被害防除措置を行ってください。
- ▶「一定規模以上の施設(※1)」又は「県・市町・地域住民から求めがあった場合」は、地域との調和の観点から原則、協定書等の締結に努めてください。

(※1) 環境影響評価法並びに三重県影響評価条例の対象規模となる事業

【対象事業】

■説明会開催	■事前周知措置
「出力50kW以上」 又は 「周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が高いエリア」内	「出力10kW以上、50kW未満」かつ 「周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が高いエリア」外

・上記エリアは、本ガイドライン(表2)を参照してください。

【住民への説明・事前周知の範囲】

太陽光発電事業を実施する場所の敷地境界線から水平距離が以下の範囲に居住する者	
・出力50kW以上	: 300m以内
・出力10kW以上、50kW未満	: 100m以内
・環境影響評価法に基づく環境アセスメント対象事業	: 1km以内

標識の設置

- ▶管理責任を負うものが不明であると危険な状態への速やかな対応ができないことから、全ての対象施設において発電事業者名や連絡先等を明示した標識を掲示してください。

予防措置等の徹底

- ▶反射光や柵塀、雑草の繁茂、排水など県民からの不安や懸念が大きい項目について、本ガイドラインや国のガイドラインを参考に、予防措置等の必要な対策を行ってください。

【必要な対策例】

- ・構内に容易に立ち入れない高さの柵塀の設置(柵・塀)
- ・アレイの向き、配置の調整、フェンスの設置等(反射光)
- ・農地や水源近くでは除草剤等を使用しない(雑草)
- ・区域外へ濁水が流出しない排水計画の採用(排水)

- ▶予防措置等については地域住民へ十分な説明を行うとともに、住民意見をふまえた適切な措置を講ずるなど事業について理解を得られるように努めてください。

県及び市町への届出

- ▶事業の情報や宣誓事項を記した「事業概要書」、「法令状況が確認できる書類」等を説明会又は事前周知措置の実施の45日前までに提出してください。
- ▶説明会等の実施後、設置工事着手までに、「説明会概要報告書」及び環境等への影響をふまえた予防措置や住民意見への対応等を確認する「地域共生のための予防措置等報告書」を提出してください。
- ▶住民の不安解消等のため、届出のあった事業者名や設置予定場所等を県ホームページに掲載します。

既設の施設等で、令和8年4月1日以降に、事業者や設置場所の変更、一定規模以上の出力増加などを伴う事業計画の変更(※2)を行う場合

既設の施設等の変更の扱い

(※2) 再エネ特措法第10条第1項の認定に伴い、説明会等を要する変更のこと(非FIT/非FIP施設で同様の変更を行った場合も含む)

- ▶上記変更が生じた場合には、原則本ガイドラインの全ての事項が対象となります。
- ▶事業概要書(変更)等を県及び市町に提出するとともに、説明会又は事前周知措置を実施し、地域住民とのコミュニケーションを図り、適切な維持管理に努めてください。

ガイドラインに関する問い合わせ先

三重県 雇用経済部 新産業振興課
電話 059-224-2316
URL: <https://www.pref.mie.lg.jp/MONOZU/HP/m0142100331.htm>

詳しくはコチラで
ご確認ください

